

水俣市指定地域密着型サービス事業者等指導監査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第23条、第76条、第78条の7、第78条の9、第78条の10、第83条、第83条の2、第84条、第90条、第100条、第114条の2、第115条の7、第115条の17から第115条の19、第115条の27から第115条の29及び第115条の45の7から第115条の45の9までの規定に基づき、介護給付等対象サービス及び第1号事業の内容、介護報酬及び第1号事業支給費の請求等に関する指導および監査について基本的な事項を定めることにより、介護給付等対象サービス及び第1号事業の質の確保及び介護給付等の適正化を図ることを目的とする。

(所管)

第2条 指導及び監査については、福祉環境部いきいき健康課が所管する。

(指導の目的)

第3条 指導は、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の支援を基本とし、サービス事業者等に対し、水俣市が介護サービスごとに定める人員、設備及び運営に関する基準等の条例及び厚生労働省が定めるサービスに要する費用の額の算定に関する基準等の法令、通達に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について、周知徹底するとともにその適正な運用を求めることを目的とする。

(指導計画)

第4条 指導は、各年度に作成する指導計画に基づき実施する。

2 指導計画は、次の事項について作成する。

- (1) 当該年度の指導方針
- (2) 重点指導項目
- (3) 指導対象となるサービス事業者等
- (4) その他指導の実施に関し必要な事項

(指導の対象及び指導の形態)

第5条 指導は、水俣市が指定したすべてのサービス事業者等(第1号事業を除く。)を対象とし、指導形態に応じて、次の基準により対象の選定を行う。

- (1) 集団指導 水俣市が指定したすべてのサービス事業者等を対象として行う。
- (2) 運営指導
 - ア 一般指導 実施頻度や個別事由を勘案し、原則毎年度計画的に実施できるよう選定したサービス事業者等
 - イ 合同指導 一般指導の対象としたサービス事業者等のうち合同指導が必要と認められるサービス事業者等

(指導の方法)

第6条 法第23条により、サービス事業者等に対して、保険給付に関する文書その他の物件の提出若しくは提出の求め若しくは依頼、又は質問若しくは照会に基づき指導を行う。指導の方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 集団指導

ア 実施通知 市長は、サービス事業者等に対し、集団指導の日時、場所等を文書により概ね2月前までに通知する。

イ 指導方法 介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等に基づく指導内容について、年1回以上講習等の方法により行う。なお、オンライン等(オンライン会議システム、ホームページ等をいう。以下同じ。)の活用による動画の配信等により実施することもできる。

(2) 運営指導

ア 実施通知 市長は、指導の対象となるサービス事業者等を決定したときは、概ね1月前までに運営指導の根拠規定及び目的、日時及び場所、指導担当者、サービス事業者等の出席者、準備すべき書類、当日の進め方や流れ等を文書により当該サービス事業者等に対して通知する。ただし、指導の対象となるサービス事業者等において高齢者虐待が疑われる等の理由により、あらかじめ通知したのでは当該サービス事業所等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に文書により通知する。

イ 指導方法 次に掲げる(ア)から(ウ)までの内容について、原則として指定の有効期間内に少なくとも1回以上、原則実地にて関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。

なお、運営指導の実施にあたっては、次の(ア)及び(イ)については、原則として、介護サービスの質の確保、利用者保護等の観点から重要と考えられる標準的な確認すべき項目及び標準的な確認すべき文書に基づき実施する。

(ア) 介護サービスの実施状況指導 個別サービスの質(施設及び設備に並びに利用者等に対するサービスの提供状況を含む。)に関する指導

(イ) 最低基準等運営体制指導 基準等に規定する運営体制に関する指導((ウ)に関するものを除く。)

(ウ) 報酬請求指導 加算及び減算等の介護報酬の請求の適正実施に関する指導

(3) 調査書類の提出

指導の実施に当たっては、サービス事業者等から指導に必要となる書類の提出を求めることができる。

(指導後の措置等)

第7条 指導を行った職員は、運営指導終了後、サービス事業者等の代表者、管理者及び関係職員に出席を求め、指導結果の講評及び必要な指示を行うものとする。

2 市長は、運営指導の結果について様式第1号により通知するものとし、人員、施設及び設備又は運営について改善を要すると認められる事項がある場合、介護報酬について不正には当たらないが軽微な誤りが認められ過誤による調整(以下「過誤調整」という。)を要すると認められる場合については、様式第1号別紙1に改善指摘事項を記載するものとする。なお、過誤調整に伴って、介護給付等を受けた要介護者及び要支援者(以下「要介護者等」という。)の

支払った自己負担額に過払いが生じている場合は、要介護者等に返還するようサービス事業者等に対して指導するものとする。

- 3 前項の改善指摘事項については、期限を付して様式第1号別紙2により改善報告書の提出を求めるほか、必要がある場合は、職員を派遣してその状況を確認する等の措置を行うものとする。

(監査への変更)

第8条 運営指導の実施中に次に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに本要綱の定めるところにより監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

- (1) 本市が定める介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (2) 介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (3) 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (4) 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがある（以下「人格尊重義務違反」という。）と認められる場合
- (5) 正当な理由がなく、運営指導を拒否した場合

(監査の目的)

第9条 監査は、サービス事業者等の介護給付等対象サービス及び第1号事業の内容又は介護報酬及び第1号事業支給費の請求について、次の各号のいずれかに該当する内容であると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合（以下「指定基準違反等又は人格尊重義務違反」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを目的とする。

- (1) 前条各号に掲げる状況を確認したとき。
- (2) その他第11条各号の情報等を踏まえ、市長が監査を行う必要があると認めるとき。

(監査体制)

第10条 監査は、原則として職員3名以上をもって行うものとし、うち1名以上は課長補佐級以上の職にある者とする。

(監査対象の選定)

第11条 監査は、次に掲げる情報を踏まえて、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認の必要があると認めるサービス事業者等に対して行うものとする。

- (1) 県、他市町村、国保連、地域包括支援センター及び市民等からの情報
- (2) 運営指導において認めた（その疑いがある場合を含む。）指定基準違反等又は人格尊重義務違反
- (3) 介護サービスの情報の公表に関して、法第115条の3第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報
- (4) 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示すサービス事業者等
- (5) 市が、利用者等について高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支

援等に関する法律（平成１７年法律第１２４号）（以下、「高齢者虐待防止法」という。）に基づき虐待の認定を行った場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報

（６） その他特に指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認の必要があると認められる情報

（監査方法）

第１２条 監査は、市長がサービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は関係者に対して質問し、若しくは当該サービス事業者等の当該指定に係る事業所、事務所その他当該事業に係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「立入検査等」という。）を行い、事実関係を的確に把握するものとする。

ア 実施通知 市長は、市が指定したサービス事業者等において、監査の対象となるサービス事業者等を決定したときは、監査の根拠規定、監査の日時及び場所、監査担当者、監査対象サービス事業者等の出席者役職名、必要な書類等、虚偽の報告又は答弁、検査忌避等に関する罰則規定について文書により監査開始時に通知する。ただし、法第２３条による運営指導の実施中に監査に移行する場合は、口頭により当該通知の内容を含め監査を実施する旨通告する。

イ 情報提供等 市長は、監査の実施に当たっては、事前に、関係する保険者及び監査の対象サービス事業者等を指定している全ての市町村長に情報提供を行い、必要に応じ同時に監査を実施する等の連携を図るものとする。

２ 指定権限が県にあるサービス事業者等について、法第７６条、第９０条、第１００条、第１１４条の２及び第１１５条の７の規定に基づき監査を行う場合は、市長は、県知事に対し事前に実施する旨の情報提供を行い、連携を図るものとする。監査により、指定基準違反等又は人格尊重義務違反と認めるときは、県と同時に監査を行っている場合を除き、市長は文書により県知事に通知する。

（監査後の措置）

第１３条 市長は、監査終了後、指定基準違反等又は人格尊重義務違反が認められた場合には、県知事に情報提供を行い必要に応じて助言を得たうえで定める措置を行うものとする。ただし、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、第７条第２項及び第３項に規定する運営指導に準じて文書により改善指摘の通知を行い、期限を定めて報告を求めるものとする。

（１） 行政上の措置

ア 勧告

（ア） 監査の結果、指定基準違反等（介護報酬の請求に関するものを除く。）の事実が確認された場合は、法第７８条の９、第８３条の２、第１１５条の１８、第１１５条の２８及び第１１５条の４５の８の規定に基づき、当該サービス事業者に対し、期限を定めて、文書により改善勧告を行うことができる。

（イ） 改善勧告については、当該サービス事業者等に対し、期限を付して改善報告書の提出を求めるほか、必要がある場合は、職員を派遣してそ

の状況を確認する等の措置を行うものとする。

(ウ) 改善勧告を行った場合に、他の市町村に関係がある場合は、関係のある保険者等に情報の提供を行うことができるものとする。

(エ) 勧告を受けたサービス事業者等が、期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

イ 命令

(ア) サービス事業者等が、正当な理由なく改善勧告に係る措置をとらなかった場合は、法第78条の9、第83条の2、第115条の18、第115条の28及び第115条の45の8の規定に基づき、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書によりその勧告に係る措置をとるように改善命令を行うことができる。

(イ) 改善命令については、当該サービス事業者等に対し、期限を付して改善報告書の提出を求めるほか、必要がある場合は、職員を派遣してその状況を確認する等の措置を行うものとする。

(ウ) 改善命令を行った場合は、その旨を公示しなければならない。また、他の市町村に関係がある場合は、関係のある保険者等に情報の提供を行うことができるものとする。

(エ) 改善命令を行うに当たっては、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項第2号に規定する弁明の機会を付与するものとする。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、この規定は適用しない。

ウ 指定の取消し、指定の全部又は一部の効力の停止(以下「指定の取消し等」という。)

(ア) 監査の結果、法第78条の10各号、第84条第1項各号、第115条の19各号、第115条の29各号及び第115条の45の9各号のいずれかの規定に該当する指定基準違反等又は人格尊重義務違反の事実が確認された場合には、当該サービス事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止をすることができる。

(イ) 指定の取消し等を行った場合は、その旨を公示しなければならない。また、他の市町村に関係がある場合は、関係のある保険者等に情報の提供を行うことができるものとする。

(ウ) 指定の全部又はその一部の効力の停止を行うに当たっては、行政手続法第13条第1項第2号に規定する弁明の機会を付与するものとする。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、この規定は適用しない。

(エ) 指定の取消しを行うに当たっては、行政手続法第13条第1項第1号に規定する聴聞を実施するものとする。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、この規定は適用しない。

(2) 改善命令、指定の取消し等に対する教示

ア 改善命令、指定の取消し等を行った場合に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、水俣市長に対して審査請求をすることができるものとする。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合はこの限りでないものとする。

イ 改善命令、指定の取消し等については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に水俣市（訴訟において水俣市を代表する者は水俣市長とする。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができるものとする（処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合はこの限りでないものとする。）。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができるものとする。

（3） 監査の結果、保険給付の全部又は一部について生じる経済上の措置については、次のとおりとする。

ア 改善勧告に至らない場合については、第7条第2項及び第3項に規定する運営指導に準じ、必要な措置を行うものとする。

イ 市長が指定の取消し等を行った場合に、当該サービス事業者等が法第22条第3項に規定する偽りその他不正の行為により介護報酬の支払いを受けている場合には、その支払った額につきその返還させるべき額を不正利得とし、当該支払いに関係する保険者に対し、当該不正利得の徴収を行うよう要請するものとする。

当該不正利得については、原則として、法第22条第3項の規定により当該返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を併せて徴収するものとする。

ウ 過誤調整や不正利得の返還に伴って、介護給付等を受けた要介護者等の支払った自己負担額に過払いが生じている場合は、要介護者等に返還するようサービス事業者等に対して指導するものとする。

（国等への報告）

第14条 市長は、法第197条第2項又は第3項の規定に基づき厚生労働大臣又は県知事からサービス事業者等に係る監査及び行政措置の実施状況について報告を求められたときは、厚生労働大臣又は県知事に報告を行うものとする。

（委任等）

第15条 この要綱に定めるもののほか、「介護保険施設等の指導監督について」（令和4年3月31日付け老発0331第8号厚生労働省老健局長通知）に準じて原則実施することとし、その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日告示第25号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日告示第39号の4）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和7年7月25日告示第97号）

この告示は、告示の日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

（法人名）

（代表者 職 氏名） 様

水俣市長

印

年度 サービス事業者等に対する運営指導の結果について（通知）

このことについて、介護保険法第 23 条及び水俣市指定地域密着型サービス事業者等指導監査要綱に基づき、 年 月 日に実施した運営指導の結果は、下記のとおりです。

記

- 1 事業所名
- 2 事業種別
- 3 指摘事項

☐ 文書による改善指摘事項なし

今後も引き続き関係法令等を遵守のうえ適切な事業運営を行ってください。

☐ 文書による改善指摘事項あり（様式第 1 号別紙 1 のとおり）

問題点及び改善指摘事項について、速やかに改善されますようお願いいたします。

改善方法について、様式第 1 号別紙 2 により報告期限までに報告してください。

（報告期限） 年 月 日

☐ その他

上記以外で、運営指導にあたり口頭による指摘等を行った事項（別添のとおり）については、適正に対処されますようお願いいたします。

以上

問い合わせ及び書類提出先

担当課名

所在地

TEL

FAX

E-mail

様式第 1 号 別紙 1 (第 7 条関係)

年度

サービス事業者等に対する運営指導指摘事項

事業者名		事業所名		事業種別	
指導年月日	年 月 日	改善指示日	年 月 日	報告期限	年 月 日

※注 本紙に記載された改善指摘事項については、「改善方法」欄に改善指摘事項に対する改善の手順、内容等を具体的に記載し（「改善済」等は不可。欄が不足する場合は、適宜別用紙に記載すること。）、「実施時期」欄に改善日又は改善予定日等の日付を記載すること。

また、「要報告」とされた改善指摘事項のうち、当該改善報告書の提出前に改善しその状況が書面等で確認できるものについては書面等を添付すること。

項 目	問題点及び改善指摘事項	改善方法	実施時期
		(空欄)	

様式第1号 別紙2 (第7条関係)

年度

サービス事業者等に対する運営指導指摘事項に係る改善報告書

事業者名		事業所名		事業種別	
指導年月日	年 月 日	改善指示日	年 月 日	改善報告日	年 月 日

※注 本紙に記載された改善指摘事項については、「改善方法」欄に改善指摘事項に対する改善の手順、内容等を具体的に記載し（「改善済」等は不可。欄が不足する場合は、適宜別用紙に記載すること。）、「実施時期」欄に改善日又は改善予定日等の日付を記載すること。

また、「要報告」とされた改善指摘事項のうち、当該改善報告書の提出前に改善しその状況が書面等で確認できるものについては書面等を添付すること。

項 目	問題点及び改善指摘事項	改善方法	実施時期